



札幌市西区第3地域包括支援センター

ケアラーについて知っていますか？

ケアラーとは、こころやからだに不調のある家族の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」などをする人とされています。

また、本来大人が担うような家事や家族の介護など日常的に行っている18歳未満の子どもは「ヤングケアラー」と位置付けられています。

ケアラーは家族から頼りにされる一方で、周囲に悩みを理解されず、心身に負担を抱えている場合があります。特に18歳未満の「ヤングケアラー」は、本人に自覚がない場合があるなど支援が必要でも表面化しづらい傾向があります。



高齢者や福祉に関する事は西区第3地域包括支援センターまでご相談ください。

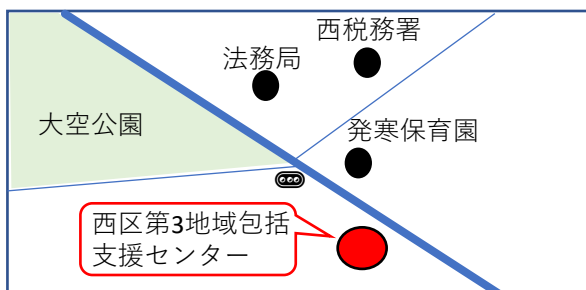
札幌市西区発寒3条1丁目2-25 ヒロガミビル1階

☎011-671-8200

インターネット相談もできます!!



相談用QRコード



地域包括支援センターは地域に住む高齢者の総合相談窓口です。

ケアラーに対する支援について

道民全体が一体となってケアラーを支える地域づくりを推進していく必要がある事から「**北海道ケアラー支援条例**」が令和4年4月1日より施行されました。なお自宅で介護を続けるために様々な制度があります。制度活用には条件がある場合がありますが、いくつかご紹介します。

・**介護休業**：要介護状態にある対象家族1名に対し、最大93日を上限に3回まで取得可能です。なお休業期間は給与の67%の給付を受ける事が出来ます。

・**介護休暇**：対象となる家族1名につき、年5日、2人以上の場合は年10日まで取得できます。1日、半日のほか、時間単位でも取得できるようになりました。

その他詳細は厚生労働省のホームページでも確認する事が出来ます。

まずは地域全体でケアラー、ヤングケアラーという存在について知る事から始めてみてはいかがでしょうか。



高齢者に対する札幌市の事業について

高齢者を支える制度として札幌市で行われている事業をいくつかご紹介します。

・**高齢者配食サービス**：市内に居住する65歳以上のひとり暮らしの方に対して、札幌市が指定した配食事業者よりお弁当が届く制度で、1食当たり500円の負担が必要ですが、配達時に安否確認も行われ、異常があった場合は関係機関などへの連絡を行います。利用には事前に申請が必要です。

・**札幌市身体障がい者安心コール事業**：65歳以上の要支援・要介護認定者等に対して、自宅に機器を設置します。固定電話の回線を使用しますが、回線がない方は無線型の機器を貸与します。機器のボタンを押すとコールセンターに繋がり相談が出来るほか、月1回コールセンターより安否確認の連絡が入ります。月900円（住民税非課税世帯の方は300円、生活保護世帯は無料）で利用できます。利用には事前に申請が必要です。

・**さわやか収集**：ごみステーションにごみを排出出来ない方に対して、清掃事務所職員が自宅を訪問しごみを収集する事業です。利用要件は、介護保険が要介護2以上、要支援1・2、要介護1で本人または世帯のどなたかがホームヘルプサービスを利用している事が要件となります。利用については地域包括支援センターまたはケアマネジャーへお問い合わせください。